平成２２年１２月１６日
改定　平成２３年　６月　９日
監　査　委　員　決　定

平成２３年監査基本計画

１　監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、公正で効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

よって、都政運営がより効率的に行われるよう、行財政運営をチェックする機能の中核として、公正かつ効果的な監査を行っていく。

２　基本方針

平成２３年の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

（１）都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証し、事務や事業の改善を通じて都民に監査の効果が還元されるよう十分留意する。

（２）監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。

（３）監査結果の情報を都民にわかりやすく発信する。また、都民からの住民監査請求に的確に対応する。

３　各監査の方針

平成２３年に実施する各監査については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、各実施計画において定める。

また、監査の実施に当たっては、これまでの各監査で蓄積された情報を活用し、効果的に監査を行う。

（１）定例監査

平成２２年度の都における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

あわせて、平成２２年度東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証する。

（２）工事監査

平成２２年度に都が実施した工事を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという観点を中心とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

（３）財政援助団体等監査

都が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の、原則として平成２１年度及び平成２２年度の事業執行を対象として実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

ア　補助金等交付団体

都が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ　出資団体

都が出資や出えんを行っている団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施する。

ウ　指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。

（４）決算審査

平成２２年度決算を対象として実施する。

ア　各会計歳入歳出決算審査

会計管理者が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ　公営企業各会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

（５）基金運用状況審査

平成２２年度の東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

（６）例月出納検査

各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。

（７）健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

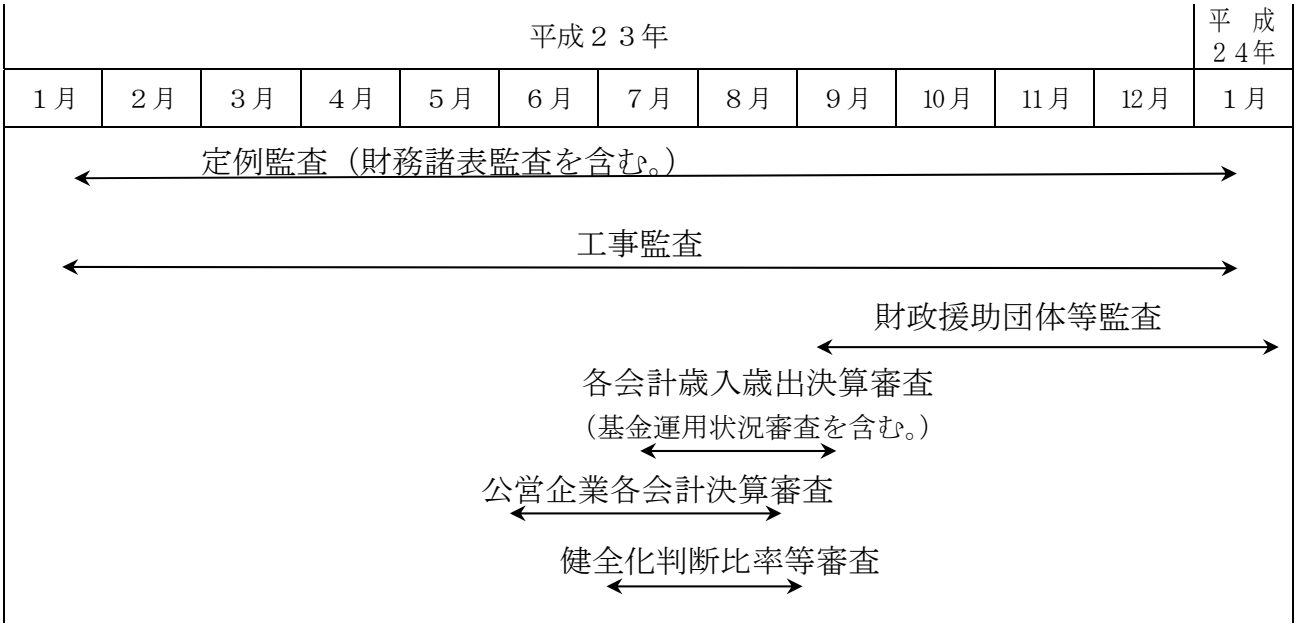
４　各監査の実施期間及び報告・公表時期

各監査の実施期間及び報告・公表時期は、次の表のとおりである。

（表）各監査の実施期間及び報告・公表時期

監　査　区　分	実　施　期　間	報　告・公　表　時　期
定例監査（財務諸表監査を含む。）	平成２３年１月 ～平成２４年１月	平成２４年２月
工事監査	平成２３年１月 ～平成２４年１月	平成２４年２月
財政援助団体等監査	平成２３年９月 ～平成２４年１月	平成２４年２月
各会計歳入歳出決算審査 （基金運用状況審査を含む。）	平成２３年７月 ～平成２３年８月	平成２３年９月
公営企業各会計決算審査	平成２３年６月 ～平成２３年８月	平成２３年９月
例月出納検査	毎月２５日から月末の間	平成２３年６月、９月、１２月及び平成２４年２月
健全化判断比率等審査	平成２３年７月 ～平成２３年９月	平成２３年９月

【参考図：監査実施期間】


平成２３年
平 成
２４年
１月
２月
３月
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
定例監査（財務諸表監査を含む。）
工事監査
財政援助団体等監査
各会計歳入歳出決算審査
（基金運用状況審査を含む。）
公営企業各会計決算審査
健全化判断比率等審査